

2019年度 第4回理事会次第

日 時：2019年9月1日(日)10:00～

会 場：千葉県社会福祉士会 事務局会議室

(千葉県中央区千葉港7-1 塚本千葉第五ビル3階)

1. 出席者及び資料の確認
2. 開 会
3. 会長挨拶
4. 議 題
 - (1) 会長と三役会からの報告
 - ① 選挙管理委員の選出
 - 役員選出規則第3号第7条・役員選出細則規程第1号第5条
 - ② 拡大地域集会の開催について
 - (2) 各委員会報告事項に対する質疑
(事前送付資料によりご確認ください)
 - (3) 議事
 - ① 倫理委員会の補欠委員の選考について
5. 閉 会
次回理事会予定 第4回理事会：2019年11月3日(日)10:00～
場 所：千葉県社会福祉士会 事務局会議室

【理事会報告事項】

【理事会議事・承認依頼】

添付①参照

- ・ 一般社団法人千葉県医療ソーシャルワーカー協会（MSW）推薦

倫理委員会委員：新井 尚美（あらい なおみ）

倫理委員会委員選考規程 29 - 4（補欠委員の選出）「補欠の本委員の選考は理事会が行う」により、
ご承認お願いしたい

◇千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 2019年7月29日～2019年8月31日

【活動報告】

- 7月31日(水) 事務局職員苦情対応説明
福祉と司法の千葉県連絡協議会
- 8月9日(金) 千葉県いじめ問題対策連絡会
- 20日(火) 松戸市無料低額宿泊施設意見交換会
- 22日(木) 松戸市無料低額宿泊施設意見交換会
- 26日(月) 千葉県人権センター夏期講座
- 27日(火) 三役会
- 31日(土) 基礎研修Ⅰ講師

◇各種委員会等

【委員推薦】

○2019年10月1日～2021年9月30日 我孫子市社会福祉協議会

法人後見運営委員会 運営委員 片野 無事生氏

【講師派遣】

○2019年8月22日(木) 流山市健康福祉部 高齢者支援課 高齢者虐待防止に関する研修会

講師 須田 仁氏

○2019年9月2日(月) 仙台市健康福祉局障害福祉部

障害者差別解消担当相談員事例検討会第1回 講師 朽名 高子氏

○2019年9月20日(金) 千葉市社会福祉協議会

社会福祉士養成課程相談援助実習生へ講義 講師 竹嶋 信洋氏

【後援・協賛】

○2019年9月22日(日) 千葉県介護福祉士会 「訪問介護フォーラム2019」後援

○2019年10月5日(土) 認知証メモリーウォーク千葉実行委員会

「第12回認知証メモリーウォーク・千葉」後援

○2019年11月4日(月) 千葉県がん患者大集合2019実行委員会「千葉県がん患者大集合2019」後援

○2019年12月14日(土) 鋸南町保健福祉課

「第6回安房地域包括ケア推進セミナー」名義使用

◇その他の活動

○2019年9月7日(土)、8日(日) 日本社会福祉士会 都道府県社会福祉士会会長会議

渋沢 茂会長出席予定

○2019年9月29日(日) 日本社会福祉士会 スクールソーシャルワーク担当者意見交換会

渋沢 茂会長出席予定

○2019年9月28日(土)、29日(日) 日本社会福祉士会 2019年度 全国生涯研修委員会議

浅見 雅人氏他出席予定

**** 会員情報 ****

8月28日現在正会員:1,511名(新入会:8名、転入:2名、退会:0名)準会員5名、賛助会員2名

[研修委員会]

《報告》 研修啓発部会

1、2019年度基礎研修 報告

基礎研修Ⅰ（受講人数 58 名）

令和1年8月31日（土）から開始

基礎研修Ⅱ（受講人数 52 名）

- ① 令和1年5月26日（日） ソーシャルワーク系理論系科目Ⅰ 修了
- ② 令和1年6月16日（日） ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 修了
- ③ 令和1年7月21日（日） ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 修了
- ④ 令和1年8月25日（日） 権利擁護・法学系科目Ⅰ

基礎研修Ⅲ（受講人数 44 名）

- ① 令和1年5月25日（土） 実践評価・実践研究系科目Ⅰ 修了
- ② 令和1年6月15日（土） 実践評価・実践研究系科目Ⅰ及び
ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 修了
- ⑤ 令和1年7月20日（土） 実践評価・実践研究系科目Ⅰ 修了
- ⑥ 令和1年8月24日（土） 地域開発・政策系科目Ⅰ

2、令和1年7月28日 リーダー会議開催 議事録参照

3、令和1年9月8日 (日) 10:00～12:00 場所：事務局奥

研修委員会 リーダー会議

議題 社会福祉士全員集まれ！ この指と～まれ 具体的内容検討

令和2年度 基礎研修ⅠⅡⅢ 日程の発表及び講師及びスタッフ

研修委員会・リーダー会議

令和1年7月28日 14:00 事務局

出席者：浅見、宮本、宮下、田尻、矢戸、鈴木、西村、堀江

1. 「この指と〜まれ」研修について

- ・目的について：社会福祉を取得して、
- ・日時：令和1年10月27日（日）13:30～16:00
- ・場所：リブマックス千葉美浜・会議室
- ・会費：1000円（当日支払い）
- ・内容について
 - ①研修構成（タイムスケジュール案B）
 - ②依頼先（分野）研修委員を中心に声をかける。

| 依頼先 | 分野 | 依頼者 |
|------------|----|-----|
| ①アベ ②岡崎 | 児童 | 宮下 |
| ①古川 ②佐藤（滋） | 障害 | 堀江 |
| ①鈴木 ②矢戸 | 高齢 | 田尻 |
| ①高橋（静） | 行政 | 田尻 |
| ①青木 ②西村 | 社協 | 西村 |

※声をかけて、決定したら田尻さんまで連絡

④グループワークについて

トークテーマを複数設定し、グループトークにする案）社会福祉士って何をするひと？等

③スタッフ：

司会（田尻）、会計（浅見）、受付（宮本・宮下・矢戸）
買い出し（ ）

※最寄りのカスミで購入を予定

- ・交通費：講師・スタッフに支給

講師の報酬に関しては、今回はなし。

スタッフは、当日参加者としてカウントするために参加費用を支払う。

- ・会場レイアウト：人数が決定してから検討

- ・広報：点と線（配布済み）

基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲでのアナウンス

HPへの掲載

チラシの配布は、担当スタッフ・研修委員のネットワークでの情報拡散とする。

研修委員にメールで添付して送付する

2. 研修委員会全体会について

- ・9月8日 開催予定
- ・来年度の研修開催や方向性について話し合う

3. 基礎研修Ⅱの現状報告

- ・スタッフ間の情報共有は、LINEを利用して調整
リーダー1名＋スタッフ2～3人（助川さんが中心となってスタッフ間で調整）
- ・事前課題の読み込みについては、個人情報保護の観点より、持ち帰りはしない。

※事務局を研修後に使用しての読み込みは可

- ・講師について 研修講師の養成講習を受講した委員が行なう様、体制の構築を今後検討

以上

【添付資料】

「ささえあい制度」に代わるばあとなあ千葉の報酬助成制度創設の提案について

【活動報告】

○ 第3回 ばあとなあ千葉 運営委員会

日時：2019年8月24日（土） 16:00～ 18:40

場所：千葉県社会福祉士会事務局会議室

出席：井部・石橋・太田・小川・奥野・朽名・櫻井・篠田・四ノ宮・高美・古澤・吉田

I 報告事項

1 理事会報告：第3回理事会・総会

2 部会報告

- ① 研修部会：成年後見人材育成研修、成年後見活用講座申込状況
- ② コーディネート部会：後見人辞任の取り組みについて
- ③ 業務管理部会：個人面談の取り組み状況について

II 議題

- ① 現行ミーリングリストのサービスについて（本年12月2日サービス終了）
 - ・Google ミーリングを利用（8月～）
- ② 法人後見に関する規程の取扱いについて
 - ・理事会報告：報酬案件（否決）⇒ 現行規程を継続
 - ・法人後見に関する規程（承認）
- ③ ささえあい制度にかわる新しい報酬制度について ⇒ 承認
- ④ 2019年度 ばあとなあ関東甲信越ブロック連絡会の開催について
 - 日時：2019年10月19日（土） 13:30～16:30
 - 会場：千葉社会福祉センター 5階 中会議室
- ⑤ 成年後見人養成研修未登録者の取り扱い ⇒ 承認
- ⑥ ささえあい制度利用申請者案件：審議
- ⑦ その他
 - ・2019年度 権利擁護推進・成年後見制度利用促進セミナーの案内

【理事会決議・承認依頼事項】

「ささえあい制度」に代わるばあとなあ千葉の報酬助成制度創設の提案

2019年9月1日 ばあとなあ千葉運営委員会

これまで、やむを得ざる事情で低報酬・無報酬の後見人等を受任したばあとなあ千葉登録員（以下、「登録員」）に対する報酬助成は、千葉県社会福祉士会（以下、「県社士会」）全体の「ささえあい制度」の枠内で行なわれてきました。

しかしながら、これまでの「ささえあい制度」の運用においては、負担金を拠出する県社士会会員（県社会会員の資格で一定額以上の収入を得た者）の大半が登録員であるとともに、報酬助成の対象となった、低報酬・無報酬の活動を行なった県社士会会員もほとんどは登録員でした。

こうした実態に鑑み、ここ2～3年、ばあとなあ千葉運営委員会（以下、「運営委員会」）及び理事会において、県社士会会員全体の「ささえあい制度」に代え、ばあとなあ千葉登録員に限定した形での新しい報酬助成制度を創設する方向での議論・検討が進められてきました。議論はいろいろありましたが、新制度の創設まで、現行のささえあい制度の負担金の徴収は中断とし、新制度の具体的な形は、ばあとなあ千葉運営委員会が検討し、理事会に提案することで整理されています。（2018年3月9日ばあとなあ千葉全体会での渋沢会長のまとめ発言）。

その後、運営委員会では、その新制度の創設に伴い、今後のばあとなあ千葉の健全な運営のために、低報酬・無報酬案件に対する助成だけではなく、専任の事務局員の雇用等、他のばあとなあ千葉事業にも使用できる資金を調達するばあとなあ独自の会費徴収制度を創設する方向での検討も行なってきました。しかしながら、現段階では、低報酬・無報酬案件への助成以外に、ばあとなあ独自の会費で賄うべき事業の具体化、予算化については検討段階に留まっています。

一方、負担金の徴収を中断している現行の「ささえあい制度」の残存資金は、この先2年程度で底をつく可能性もあり、運営委員会としては、制度変更上の規則、規程変更等に相当の時間を要することを考慮し、当面、「ささえあい制度」に代わる制度として、使用用途を低報酬・無報酬案件への報酬助成のみに限定した形で、登録員から「会費」を徴収する新制度の創設を提案することにいたしました。

その後、2019年3月6日付のばあとなあ登録員のメーリングリスト、4月25日のばあとなあ千葉ニュースにおいて、新制度案の骨子（別紙）を提示させていただくとともに、メール、文書での意見を募るとともに、3月9日のばあとなあ全体会、6月、8月の必須登録員研修等の場で、登録員の皆さんの意見等（別紙）を頂戴したところです。

私たち運営委員会としては、それらの意見等も踏まえ、新しい報酬助成制度の骨子の最終案を取りまとめたので、千葉県社会福祉士会の規約等の改廃、新設を理事会に提案することとしたい。

【ばあとなあ千葉の報酬助成制度の骨子】

1. ばあとなあ千葉の低報酬・無報酬案件に対する報酬助成に対する基本的姿勢

本来、成年後見制度は、必要とする人が誰でもどこでも利用出来なくてはならない。ばあとなあ千葉としても、後見人等に対する報酬が支払えない被後見人等に対しては、成年後見制度利用支援事業（後見人等の報酬助成）が適用されなければならないと考えている。しかしながら、千葉県（54市町村）では、報酬助成の要件として、首長申立案件以外は対象にしない自治体（21市町村）、また、生活保護世帯以外を対象としない自治体（確認中）があること、申立人、所得等の要件を満たしていても、被後見人等の支出に「無駄遣いがある」との理由で報酬助成申請を却下する自治体があること等の事情により、登録員が低報酬・無報酬で後見人等を受任せざるを得ない案件があるのも実情である。

ばあとなあ千葉としては、人権擁護の観点から、今後、成年後見制度利用支援事業の整備拡充を国・各自治体に要請していくとともに、やむを得ざる事情等で登録員が受任した低報酬・無報酬案件に対して、これまでの「ささえあい制度」の精神を受け継ぎ、ばあとなあ千葉独自の報酬助成制度を創設することにより、社会の付託に応えたいと考えている。

2. 新制度案の骨子

1) 報酬助成の基本的考え方

やむを得ざる事情により低報酬・無報酬案件を受任した登録員に対する報酬助成制度であり、その資金は、登録員が納付する、ばあとなあ独自の会費に依るものとする。

2) 報酬助成申請の必要要件

- ①家庭裁判所による報酬付与審判が決定されていること。
- ②当該案件の活動報告書（定期、終了）が提出されていること。
- ③当該自治体の成年後見制度利用支援事業による報酬助成が受けられないこと。
- ④当該案件に関し、被後見人等の資産及び成年後見利用支援事業等から受け取る報酬金、助成金の総額が、15万円／年（1.25万円／月）を下回ること。
- ⑤家庭裁判所による報酬付与審判申立て時の被後見人等の居住用不動産を除く処分可能な財産の総額が50万円未満かつ収支の黒字が本制度による助成額未満であることを目安とする。

* 後年に、被後見人等の資産から報酬の全額または一部の受領が可能となった場合には、その受領報酬額分に当たる既受領助成金は返還するものとする。

3) 報酬助成総額／年の目安

下記の報酬助成件数、報酬助成額の目安に基づき、報酬助成総額／年は、150万円／年を目安とし、それを賄える会費を調達するものとする。

- ・報酬助成件数／年の目安 → ここ数年の「ささえあい制度」への申請件数を参考として、新制度においては、1年間に10件程度を報酬助成件数の目安とする。
- ・1案件の報酬助成額 → 1案件に対する報酬助成額の上限は、従来の「ささえあい制度」では、12万円／年であったが、新制度では、15万円／年を目安とする。

4) 会費徴収方式

会費徴収の前提としては、ばあとなあ登録員250名、1件以上受任している登録員200名、1案件の報酬助成上限を15万円/年、報酬助成件数上限を10件と想定し、1年間の必要資金を150万円+経費=160万円程度とする。会費の徴収方式として、同一額徴収方式と報酬額応分負担方式等を検討した結果、無受任・未受任の登録員もおり、登録員としての収入(後見人等の報酬)に応じた負担が公平であること、負担根拠の算定が簡明、客観性があること等を考慮し、報酬額応分負担方式に準ずる以下の受任件数応分方式を提案する。

【受任件数応分方式】

会費を、1件以上を受任している登録員から、受任件数に応じて徴収する方式

例) 1件 2千円 2千円×8百件=160万円(但し、個人負担上限3万円)

*受任件数は、毎年2月の活動報告書における「現在の活動件数(合計)」で算定する。

4. 関係規程等の改廃、新設

今後、新たな報酬助成制度の創設にあたり、以下の現行規程の改廃と新たな規程等の新設を理事会に提案することとしたい。

○一般社団法人千葉県社会福祉士会負担金規則(規則第5号)

➡改廃には、県社士会の総会の承認必要。2020年の総会を予定する。

○一般社団法人千葉県社会福祉士会ばあとなあ千葉名簿登録規程及び新たな規程等の新設

➡改廃、新設は理事会承認必要。2019年年内を目指す。

以上

司法福祉委員会

【報告事項】

1 司法福祉連携協議会（千葉県弁護士会刑事弁護センターとの協議会）

日 時 2019年8月20日 午後6時から

参加者 8名（越後谷、吉田、小川、古谷、岡村、渡辺、藤巻、大浦）

概 要

- ① 刑事司法ソーシャルワーカー養成講座基礎編の反省等
- ② 刑事司法ソーシャルワーカー養成講座応用編の打合せ
- ② マッチング支援事業にて弁護士より依頼あり。次回、事例発表する。

2 刑事司法ソーシャルワーカー養成講座 応用編

（認定社会福祉士制度の分野専門研修）

日 時 2019年10月5日（土）、10月6日（日）

場 所 千葉県弁護士会 4階大会議室

参加定員 40名

以上

【報告事項】

| 日時 | 活動内容 | 出席者 |
|----------------|--|-----|
| 8月6日 | 千葉県災害ボランティアセンター連絡会 ：第40回九都県市合同防災訓練について | 服部 |
| 8月29日 (船橋市) | 第40回九都県市合同防災訓練：リハーサル | 市原 |
| 9月1日 (船橋市) | 第40回九都県市合同防災訓練 ：服部理事が当会のベスト「つなぐ ささえる まもる」を着用して訓練に参加 | 服部 |